

平成 22 年 12 月 10 日  
農 林 水 産 省

## 第 2 回「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」の概要について

農林水産省は、平成 22 年 12 月 8 日（水曜日）に、第 2 回「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」（以下「OIE 連絡協議会」）を霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館会議室において開催しました。今回は、本年 9 月に開催された OIE コード委員会の議論を経て加盟国に提示された OIE コードの改正・新設の案について意見交換を行いました。会合における意見交換の概要は以下のとおりです。

### 意見交換の概要

#### （1）OIE 及び OIE コードに関する概要説明

- アニマルウェルフェアが WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）の適用対象になるか質問があり、これまで WTO による法的解釈は行われておらず明らかになっていない旨説明しました。

#### （2）清浄コンパートメント制定のための口蹄疫コントロールプログラムの要件の追加

- コントロールプログラムの要件を定めるに当たり、慎重に取り組むべきであるという意見が多数ありました。以下の点の明確化が必要であるという意見がありました。
  - 認定手続き（誰がどのように認定するのか）
  - 清浄ゾーンと清浄コンパートメントの定義
  - 対象とする動物種
  - 野生動物の位置づけ
  - 疾病の特性に合わせたバイオセキュリティ措置についての具体的な規定
- また、下記の点について確認を行うべきとの意見がありました。
  - コントロールプログラムの申請を行わない国の取扱い（申請を行わなくても公式認定を受けられるのか、また、申請の場合、当該国が獣医サービス評価“PVS”を受けていることが前提か）
  - 今般、口蹄疫に対するコンパートメントの概念導入は、他の OIE 公式認定制度のある他の疾病についても同概念を導入することを念頭に置いてのことなのか。
- 申請時に提出する情報として、「近隣諸国からの感染の侵入を予防する措置」及び「口蹄疫感受性動物及びその生産物の当該国内及び当該国への移動パターン」が含まれているが、近隣諸国だけでなく輸入国からの感染の侵入を予防する措置及び稲わら等の「動物以外の感染に関連の

ある物品についての移動パターンについても含めるべきとの意見がありました。

### (3) 狂犬病に関連した犬等の輸入条件の変更等

- フェレットのみが追加された理由についての質問があり、OIE の説明では、近年、ペットとしてのフェレットの輸出入が増えているためとなっている旨を説明しました。また、フェレットを追加するのであれば、近年、ペット化が進んでいるアライグマについても追加すべきという意見がありました。フェレット他の飼育動物についても提案していくべきか検討をしたいと説明しました。
- OIE の提案どおり、7 種類の血清型のある狂犬病関連ウイルスのうち血清型 1 型（狂犬病ウイルス）のみを対象とすることで問題はないのではないかという意見がありました。
- 狂犬病汚染国とみなされる国からの犬、猫及びフェレットの輸入に関する勧告において、抗体検査の結果陽性であることが記載されているが、抗体陽性率よりもワクチン接種率を 100% とすることの方が重要であるという意見がありました。
- 犬間伝播清浄国というステータスにおいて、猫を対象としないことについて言及する意見がありました。我が国としてコメントについては、さらに専門家と相談していきたいと説明しました。
- 輸出前に輸出国で検疫を受けることと定められていることについて、実際に輸出国で検査を受けていない個体が輸入された場合、その個体を返送することができるのか、送り返すことができないのであれば、輸入国での検疫措置について言及すべきとの意見がありました。これに対し、犬の返送は可能であると説明しました。
- 世界の多くは狂犬病発生国であることから、清浄国についてよりも汚染国対策を中心に規定をすべきであるとの意見がありました。
- 外国船籍に乗り日本に不法上陸している犬について、家畜や放し飼いの動物がかまれる危険性があるので、絶対に上陸させないという措置が必要であるという意見がありました。農林水産省としても不法上陸犬に対するキャンペーンを行っているほか、OIE コードに対するコメントでも提案したい旨を説明しました。

### (4) 加熱処理済みの常温保存ペットフードにおける OIE リスト疾病の管理に関する新しい章の作成

- ペットフードは様々な原料が使われており、特に BSE は重要なので SRM 除去についての規定を明確にすべき、また、原料について表示を行うなど使用者に情報を提供する仕組みが必要であるとの意見がありました。これに対し、ペットフードについては牛由来肉骨粉原料が国内に持ち込まれないように動物検疫所で検疫を行うとともに、その表示に

については、ペットフード安全法により全ての原料について表示することとなっているが、SRM の取扱いについては注意していきたい旨説明しました。また、関係団体から、そのような原料を使用したペットフードが輸入されないよう申し合わせを行っている旨の説明がありました。

- 今回のコード案については、国内の大体のメーカーで既に対応している内容であり無理はないとの意見がありました。
- 生物学的ハザードが想定されるとして挙げられている疾病はどのような基準で選ばれているのか確認する必要があるのではないかとこの意見がありました。
- ペットフードの安全性確保のため、食品で行われている放射線照射や添加物などの技術の利用については、前回までは記載があったことから、その方向性・進捗について注視しておく必要があるとの意見がありました。
- 前回示されたコード案から大幅に内容が変更され、目的がペットフードの品質管理からペットフードを介した疾病防止に変わったように見えるとの発言があり、これに対し、例えば対象疾病の選定方法に関して OIE が何を懸念して当該コード案を示したのか具体的に示されていないことから、OIE に対して確認していきたい旨説明しました。

(5) アニマルウェルフェアに配慮したブロイラーの飼養管理に関する新しい章の作成

- ブロイラーに関する国内業界にとって、今回示されたコード案は概ね妥当で、十分に対応できる内容であり、「アニマルウェルフェアに対応した飼養管理指針（ブロイラー）」（畜産技術協会作成）にも取り入れられている内容であるとの意見がありました。
- OIE のアニマルウェルフェアワーキンググループの委員が、定性的な指標を基本としつつ、定量的なものもできるだけ取り入れた方が良いのではないかと等の指摘をしていることから、今後の議論に備え、我が国が受入可能な定量的な指標についても議論しておいた方が良いとの意見がありました。これに対し、各国の生産システムの多様性を考慮し、数値指標をできるだけ記載しないとの原則は適切であるが、科学的根拠に基づいて各国とも受入可能な指標であれば、全面反対というわけではない旨説明しました。また、OIE でも指摘されているように、より良い方向を目指して関係業界の中で議論していくことが重要であると考えている旨説明しました。
- 定量的な指標を盛り込む場合には、国内の生産実態と科学的根拠を検証した上で盛り込むべきであり、特異な指標とならないように注意が必要との意見がありました。
- 日本がリーダーシップを取って日本の実態を反映させるよう取り組むべきで、健康な動物から安全な食品が生産されると理解しており、ア

ニマルウェルフェアについて消費者の立場からしっかり考えていきたいとの意見がありました。

- 国内の状況として、ブロイラーは経済動物であり、遺伝的能力を 100% 発揮させるために健康的に飼養しており、そのためにアニマルウェルフェアを尊重すべきである。なお、日本のブロイラーの致死率を例にとっても諸外国と差がないとの意見がありました。
- OIE アジア・太平洋地域戦略におけるアニマルウェルフェアの位置付けについて質問があり、日本はアジア・太平洋地域委員会の議長国として戦略作りに関わっており、国内でも然るべき段階で関係者と議論していきたいとの説明をしました。